

～医療的ケアが必要なお子さまを受入します～

台東区の区立幼稚園・こども園(短時間クラス)では、
医療的ケアの必要なお子さまが安心して園での生活を送ることが
できるよう、令和6年4月より医療的ケアの実施等の支援をまいります。

*園における医療的ケア

●医療的ケアとは？

園での生活と同様の時間帯に、日常的に保護者が行っている行為(痰の吸引など)です。

●対象者

- 区立幼稚園・こども園(短時間クラス)に入園できる
お子さま
- 医療的ケア児の状態や教育的観点から総合的に
実施が望ましいと判断されたお子さま

保護者・区・園・主治医・
看護師が連携、協力しながら
進めていく必要があります。



*実施について

●実施者

教育委員会および各園が
配置する看護師

●実施内容

- ① 喀痰(かたん)の吸引
…自力での痰の排出が困難な場合に
痰の吸引を行うこと
- ② 胃ろう等による経管栄養
…胃や腸にチューブを通し栄養剤や水分を注入
すること
- ③ その他、実施可能と判断された行為

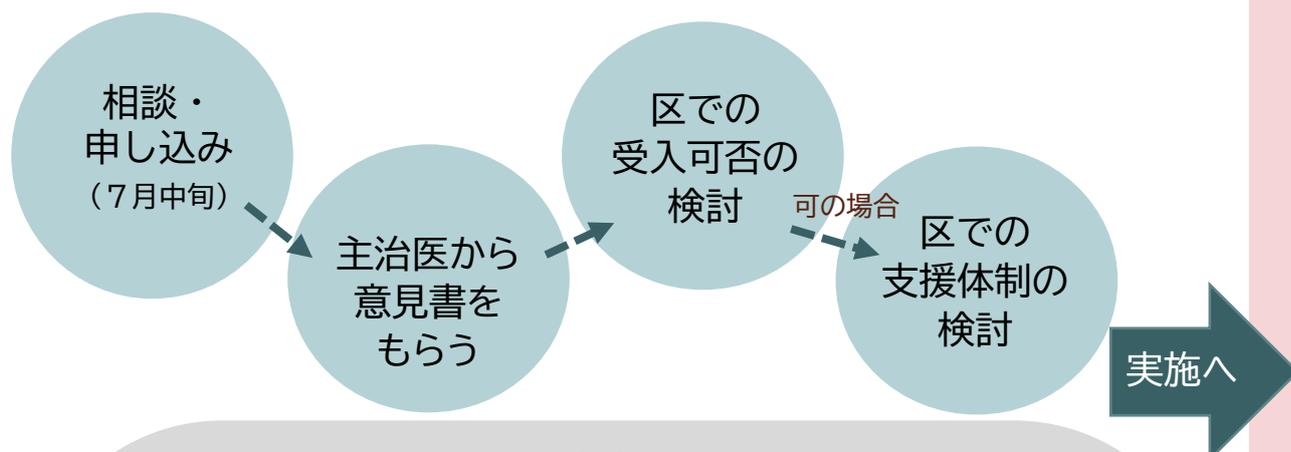


*受入条件

(令和6年4月入園)

- ① 令和5年7月中旬を目途に学務課特別
支援学級担当へ来庁もしくはご連絡す
ること。
※上記期日後も受付は行っています。
お早めに区にご相談ください。
- ② 主治医の詳細な指示書があること
※「指示書」作成にかかわる費用は保護者
負担となります。
- ③ 医療的ケアの実施内容について、
保護者及び園等が同意して
いること
(実施園の受入体制等により、入園時期が遅れ
る場合があります。)

* 医療的ケア実施までの流れ



* Q & A

- Q: 医療的ケアを申請したら必ず医療的ケアを受けられますか？
A: 医療的ケアの状態や教育的ニーズから総合的に支援の可否を判断するため、区の検討の結果、医療的ケアを受けられない場合もあります。
- Q: 保護者はどのようなことを求められますか？
A: 主治医・園との連携や、ケア開始から一定の期間、体調不良時などに付き添い（場合により自宅への引き取り）のご協力をお願いします。
- Q: 園外の活動(課外活動など)でも支援を受けられますか？
A: 園外の活動で医療的ケアを行うことも可能ですが、主治医や保護者と相談のうえ、慎重に判断をします。また、保護者の協力をお願いすることがあります。
- Q: 希望の幼稚園に必ず入園することはできますか？
A: 医療的ケアを実施することが決定した場合でも、希望する幼稚園の3歳児クラスの入園希望者が6名以下の場合には学級編成されません。その場合は、他の幼稚園への入園をご案内させていただきます。
- Q: こども園の長時間クラスに入園することはできますか？
A: 受入を行っています。入園申込は児童保育課保育相談係(TEL:03-5246-1234)にて受付しております。申込方法が異なるため、ご検討されている方はお電話にてお問合せいただくか、台東区役所6階⑧番窓口までお越しください。



お問い合わせ先

台東区役所 学務課 特別支援学級担当 TEL: 03-5246-1416
(医療的ケア担当)
学事係 TEL: 03-5246-1412
こども園担当 TEL: 03-5246-1414